

第 4 編

資料・様式編

第1章 資料編

資料番号	名 称
資料1	吉岡町防災会議条例
資料2	過去の災害
資料3	吉岡町(利根川)洪水ハザードマップ
資料4	災害危険区域
資料5	吉岡町指定避難所
資料6	吉岡町一時避難所
資料7	災害時における相互応援協定
資料8	消防相互応援協定(渋川市、榛東村)
資料9	消防相互応援協定(前橋市)
資料10	災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書(吉岡町認定農業者連絡協議会)
資料11	災害時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)
資料12	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社ベイシア)
資料13	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社カインズ)
資料14	群馬県水道災害相互応援協定
資料15	災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書(渋川市)
資料16	災害備蓄品等の状況及び計画
資料17	判定活動を実施する際に必要となる資機材
資料18	気象注意報・警報等の発表基準
資料19	防災行政無線(固定系)受信放送所設置状況
資料20	防災行政無線(移動系)子局設置状況
資料21	被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)
資料22	吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱

資料 1 吉岡町防災会議条例

昭和46年12月18日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉岡町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 群馬県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 吉岡町の教育委員会の教育長
 - (6) 吉岡町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は地方公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 前号に掲げる者のほか町長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、32人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、吉岡町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

吉岡町防災会議委員名簿

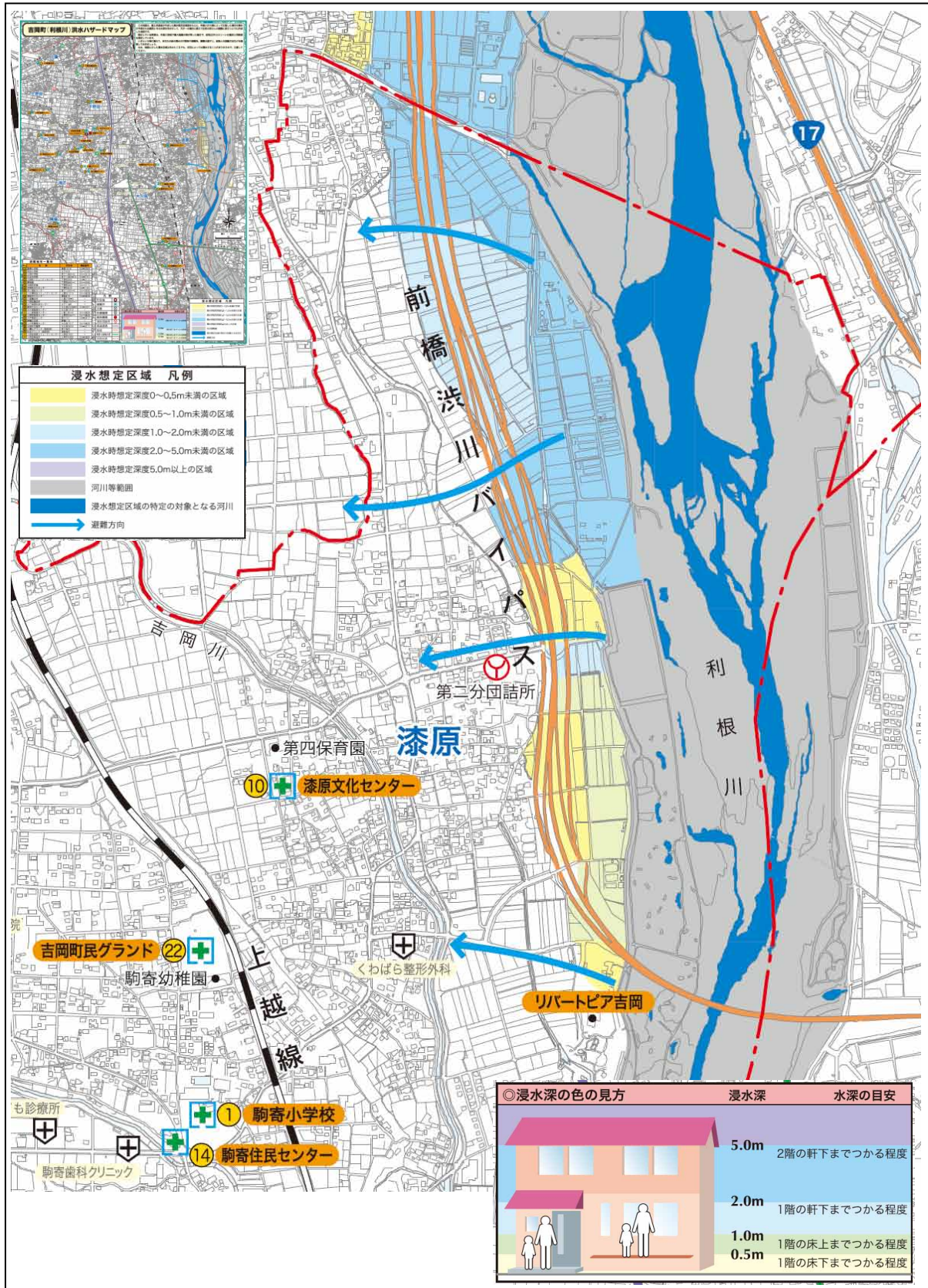
NO	区 分	所 属 役 職 名	連 絡 先
1	会 長	吉 岡 町 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2	委 員	吉 岡 町 副 町 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
3	"	吉 岡 町 教 育 委 員 会 教 育 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
4	"	吉 岡 町 自 治 会 連 合 会 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
5	"	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 利 根 川 水 系 砂 防 事 務 所 長	0 2 7 9 - 2 2 - 4 1 7 9
6	"	農 林 水 産 省 関 東 農 政 局 前 橋 地 域 セ ン タ ー 長	0 2 7 - 2 2 1 - 1 1 8 1
7	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 渋 川 行 政 県 税 事 務 所 長	0 2 7 9 - 2 2 - 0 7 7 7
8	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 渋 川 土 木 事 務 所 長	0 2 7 9 - 2 2 - 4 0 5 5
9	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 渋 川 保 健 福 祉 事 務 所 長	0 2 7 9 - 2 2 - 4 1 6 6
1 0	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 渋 川 森 林 事 務 所 長	0 2 7 9 - 2 2 - 2 7 6 3
1 1	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 中 部 環 境 事 務 所 長	0 2 7 - 2 1 9 - 2 0 2 0
1 2	"	群 馬 県 中 部 県 民 局 中 部 農 業 事 務 所 渋 川 農 村 整 備 セ ン タ ー 長	0 2 7 9 - 2 2 - 4 0 4 0
1 3	"	群 馬 県 警 察 渋 川 警 察 署 長	0 2 7 9 - 2 3 - 0 1 1 0
1 4	"	渋 川 広 域 消 防 本 部 消 防 長	0 2 7 9 - 2 5 - 0 1 1 9
1 5	"	吉 岡 町 消 防 団 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
1 6	"	一 般 社 団 法 人 渋 川 地 区 医 師 会 長	0 2 7 9 - 2 3 - 1 1 8 1
1 7	"	東 京 電 力 株 式 会 社 群 馬 支 店 渋 川 支 社 長	0 2 7 9 - 5 1 - 5 0 1 1
1 8	"	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 群 馬 支 店 長	0 2 7 - 3 2 6 - 0 6 4 6
1 9	"	東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 関 東 支 社 高 崎 管 理 事 務 所 長	0 2 7 - 3 5 3 - 0 2 1 1
2 0	"	一 般 社 団 法 人 群 馬 県 L P ガ ス 協 会 渋 川 支 部 長	0 2 7 9 - 2 3 - 8 1 7 9
2 1	"	日 本 郵 便 株 式 会 社 吉 岡 郵 便 局 長	0 2 7 9 - 5 4 - 2 1 0 1
2 2	"	吉 岡 町 役 場 総 務 政 策 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 3	"	吉 岡 町 役 場 財 務 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 4	"	吉 岡 町 役 場 健 康 福 祉 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 5	"	吉 岡 町 役 場 産 業 建 設 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 6	"	吉 岡 町 役 場 会 計 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 7	"	吉 岡 町 役 場 上 下 水 道 課 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 8	"	吉 岡 町 役 場 教 育 委 員 会 事 務 局 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1
2 9	"	吉 岡 町 役 場 議 会 事 務 局 長	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1

資料2 過去の災害

年次	災害等	被害状況等
2011年（平成二十三年）	台風十五号	◇避難指示（1世帯4人）
2011年（平成二十三年）	台風十二号	◇住家被害(床上浸水；1棟、床下浸水；3棟)、 ◇土砂崩れ（吉岡町大字漆原地内；1箇所） ◇避難勧告・指示（1世帯4人）
2007年（平成十九年）	台風九号	
1982年（昭和五十七年）	台風十号	
1981年（昭和五十六年）	台風十五号	
1966年（昭和四十一年）	台風二十六号	
1959年（昭和三十四年）	伊勢湾台風	
1959年（昭和三十四年）	台風七号	
1955年（昭和三十年）	火災	下野田 原の大火[全焼；8戸]
1949年（昭和二十四年）	キティ台風	◇中大藪橋、大門橋、中小倉橋復旧工事。 ◇鬼ヶ橋下護岸、宮下護岸、南下等護岸復旧工事 ※参考：群馬県被害 [死者；44人、負傷者；89人、行方不明；5人]
1948年（昭和二十三年）	アイオン台風	◇土堤[滝沢川被害部分計；四町七反、吉岡川右岸被害面積；九町歩] ※参考：群馬県被害 [死者；6人、負傷者；5人、行方不明；4人]
1947年（昭和二十二年）	カスリン台風	◇駒寄村[床下浸水；300戸、床上浸水；30戸、流失破壊家屋；3戸、流出半壊家屋；2戸、行方不明；1名] ◇明治村[床下浸水；95戸、床上浸水；10戸、流失破壊家屋；3戸、流出半壊家屋；4戸、行方不明；1名] ※参考：群馬県被害 [死者；592人、負傷者；1,231人、行方不明；107人]
1945年（昭和二十年）	空襲	大久保、漆原、下野田戦災受ける。[罹災；13戸、死者；2名]
1943年（昭和十八年）	火災	下野田 原の大火[全焼；10戸]
1935年（昭和十年）	風水害	◇町村道の毀損[明治村；1損、駒寄村；5損] ◇橋梁[明治村；5橋、駒寄村；3橋] ◇河川[駒寄村；堤防決壊；810m、工作物流損；3箇所]
1929年（昭和四年）	雷雨	県内各地[消失家屋；1戸]
1928年（昭和三年）	雷雨	県内各地[感電死者20名]
1899年（明治三十二年）	火災	下野田北部の大火[全焼；21戸]
1895年（明治二十八年）	火災	八木原火災[漆原新田被災；数戸]
1892年（明治二十五年）	竜巻	陣場被害[全壊；8戸、半壊；3戸、死者；1名、負傷者；6名]
1887年（明治二十年）	雹害 火災	◇救助を受けた家；10戸[家族数；47名、救助日数20；日] ※ ◇漆原新田火災[全焼；10余戸]
1878年（明治十一年）	雹害	
1874年（明治七年）	雹害	
1827年（文政十年）	大洪水	
1812年（文化九年）	大洪水	
1791年（寛永三年）	大洪水	
1786年（天明六年）	大洪水	
1783年（天明三年）	浅間山噴火 水害	全損過半、砂土に帰し、耕田宅地その主たるを明にせず、其の際埋没せし戸数八十余戸、人員百十有余人、田圃反別五十二町七反余歩
1742年（寛保二年）	大洪水	
1631年（寛永八年）	大洪水	
1614年（慶長十九年）	大洪水	利根川ほか国内河川大洪水※

資料：「村誌」（吉岡町）。平成17年以降は「群馬県顕著自然災害年表」（前橋地方気象台HP、
http://www.jma-net.go.jp/tokyo/sub_index/bosai/disaster/kensaku.html）

資料3 吉岡町（利根川）洪水ハザードマップ



資料4 災害危険区域

No.	種類	所管省庁
1	重要水防箇所	国土交通省
2	浸水想定区域	
3	土砂災害警戒区域	
4	土砂災害特別警戒区域	

1 重要水防箇所

河川名	地名 (箇所)	左岸 右岸	延長 (m)	理由	対策水防 工法
滝沢川	上野田	左岸	300	河積狭小屈曲	積土嚢
駒寄川	南下	左岸 右岸	300	河積狭小	積土嚢
駒寄川	南下	左岸 右岸	200	堤防高低い	積土嚢
八幡川	陣場	左岸	200	堤防高低い	積土嚢

2 浸水想定区域

河川名	実施区間		指定の前提となる 計画降雨 mm
利根川	五料橋	吾妻川合流点	318

3 土砂災害警戒区域

地区 (所在地)	発生原因となる自然現象の種類			計
	急傾斜地	土石流	地すべり	
上野田	0	4	0	4

4 土砂災害特別警戒区域

地区 (所在地)	発生原因となる自然現象の種類			計
	急傾斜地	土石流	地すべり	
上野田	0	1	0	1

5 山地災害危険地区（7箇所）うち、崩壊流出5箇所

大字	字	備 考
上野田	上野原（堂ノ入沢）	崩壊土砂流出危険地区
上野田	上野原（大畑）	崩壊土砂流出危険地区
上野田	上野原（上野原）	崩壊土砂流出危険地区
上野田	上野原（滝沢）	崩壊土砂流出危険地区
小 倉	上蟹沢（蟹沢）	崩壊土砂流出危険地区

資料5 吉岡町指定避難所

番号	名 称	自治会	所 在 地	電話番号
1	吉岡町立駒寄小学校	駒寄	漆原1016	54-2300
2	吉岡町立明治小学校	北下	北下433	54-2105
3	吉岡町立吉岡中学校	南下	南下1383-2	54-3213
4	吉岡町社会体育館	南下	南下1383-12	54-6161
5	吉岡町コミュニティーセンター	下野田	下野田560	54-3111
6	吉岡町隣保館	下野田	下野田892-1	54-4692
7	吉岡町役場	下野田	下野田560	54-3111
8	吉岡町文化センター	下野田	下野田472	54-1161
9	吉岡町老人福祉センター	南下	南下1333-4	54-3603
10	小井堤町コミュニティーセンター	上野田	上野田1213	—
11	漆原文化センター	漆原西	漆原816	—
12	小倉集会所	小倉	小倉282-6	—
13	下野田集会所	下野田	下野田1537-1	—
14	北下東部住民センター	北下	北下1188-2	—
15	駒寄住民センター	駒寄	大久保2338-5	—
16	大久保集落センター	大久保寺下	大久保1310-1	—
17	上小倉集落センター	小倉	小倉136-6	—
18	上野田集落センター	上野田	上野田534-1	—
19	木戸集落センター	南下	南下721	—
20	陣場公会堂	陣場	陣場112-1	—
21	上中町集落センター	大久保寺上	大久保1517	—
22	吉岡町児童館	溝祭	大久保3633	20-5960
23	八幡山公園グラウンド(設営用)	南下	南下1334-19	—
24	町民グラウンド(設営用)	駒寄	漆原949-1	—
25	上野原南部コミュニティーセンター	上野原	上野田1601-6	—
26	上野原集会所	上野原	上野田3367-2	—
27	上野田ふれあい公園(設営用)	上野田	上野田1256-23	—
28	北町公会堂	上野田	上野田407-2	—
29	北下北部住民センター	北下	北下1095-6	—
30	北下西南部住民センター	北下	北下505	—
31	下八幡公会堂	南下	南下847-3	—
32	大藪公会堂	南下	南下429-1	54-0666
33	三津屋田端公会堂	大久保寺上	大久保2162-1	—
34	根古屋住民センター	漆原西	漆原1236-2	54-8586
35	漆原中央住民センター	漆原東	漆原376-4	54-1410
36	両原公会堂	漆原東	漆原282	—
37	新田住民センター	漆原東	漆原57-7	—

資料6 吉岡町一時避難所

No.	一 時 避 難 所			
	避 難 所	収容人員 (人)	自治会	所在地
①	吉岡町立駒寄小学校	1,200	大久保寺下 大久保寺上 駒寄	漆原1016
②	吉岡町立明治小学校	1,500	小倉 上野田 上野原 下野田	北下 433
③	吉岡町立吉岡中学校	3,000	下野田 北下 南下 陣場 溝祭	南下1383-2
④	八幡山公園グラウンド	3,000	溝祭 北下 南下 陣場	南下1334-19
⑤	町民グラウンド	2,000	駒寄 漆原西 漆原東	漆原949-1

資料7 災害時における相互応援協定

前橋市と吉岡町は、災害時における相互応援について、次の通り協定を締結する。

(応援の要請)

第1条 前橋市又は吉岡町において、大規模な災害が発生し、被災した市町のみでは十分な救護等の応急措置ができないときは、協定の相手方に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の応援要請は、連絡担当部課を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその応急に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 救援者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要した市町（以下「要請市町」という。）の負担とする。

(連絡会議)

第4条 両市町は、この協定事項の円滑な推進を図るため、必要により連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第5条 両市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第6条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町の長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成9年9月28日から効力を生ずる。

資料 8 消防相互応援協定（渋川市、榛東村）

（総則）

消防組織法（平成18年法律第064号）第39条の規定に基づいて、渋川市、吉岡町、榛東村（以下「協定団体」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害発生の際、協定団体相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

（1）普通応援

この協定による応援地域は、協定団体相互の境界線に近接する地域とし、別表に定める出場隊は、常備消防がいう第2出動発令以上の火災を覚知した場合に出場するものとする。

（2）特別応援

協定団体の区域内に大火災、又は大規模災害が発生し応援を必要とする場合は、受援側の市町村長の要請により応援するものとする。この場合における応援隊数については、応援側によって決定するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援出場隊は、すべて現場の受援側の最高指揮者に従うものとする。

（応援隊の報告）

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援のために要した人件費、経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は受援側の負担とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項及び運用に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする

（協定書の保管）

第7条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、記名捺印のうえ協定団体が各1通を保管するものとする。

付則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を発生する。

2 平成11年4月1日に締結した消防相互応援協定は、廃止する。

渋川市長 _____
吉岡町長 _____
榛東村長 _____

(別 表)

消防応援協定出場表

発生地・渋川市		発生地・吉岡町		発生地・榛東村	
災害発生地区	出場分団	災害発生地区	出場分団	災害発生地区	出場分団
有 馬	吉岡町第1分団	漆 原	渋川市第7分団	新 井	吉岡町第4分団
伊香保町 伊 香 保	榛東村第3分団		渋川市第8分団	新 井 (自衛隊相馬ヶ原演習場)	渋川市第12分団 渋川市第16分団 吉岡町第4分団 吉岡町第5分団
伊香保町 水 沢	吉岡町第1分団 榛東村第3分団	小 倉	渋川市第7分団 榛東村第2分団		
半 田	吉岡町第2分団	上 野 田	渋川市第16分団		
八 木 原	吉岡町第1分団		榛東村第2分団		
		北 下	榛東村第2分団	長 岡 山 子 田	吉岡町第1分団
		下 野 田	渋川市第7分団		
		陣 場 南 下	榛東村第1分団		

資料 9 消防相互応援協定（前橋市）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条により前橋市と吉岡町（以下「協定団体」という。）が消防団の相互の応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は協定団体相互の境界線に近接する地域内に発生した火災の場合とする。

（相互応援出場）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した別表に定める消防団体は被応援地の要請を待たずして応援出場するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、次により処理する。

（1）応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団体の諸手当、災害報償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の費用。

イ 災害地へ出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する費用。

（2）受援隊側の負担

化学消火剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の費用。

（協 議）

第6条 この協定をする場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委 任）

第7条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第8条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各自1通を保管する。

付 則

この協定は、平成元年4月1日から効力を生ずる。

(別 表)

1 前橋市側の応援出場地域及び出場団隊

吉岡町 対象地域	前橋市 出場団隊
南 下 陣 場 大久保の一部	第7分団2部
漆 原 大久保の一部	第6分団1部

1 吉岡町側の応援出場地域及び出場団隊

前橋市 対象地域	吉岡町 出場団隊
上青梨子町 池 端 町	第4分団
総社町植野 総社町桜が丘 総社町高井の一部	第3分団

資料 10 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

吉岡町（以下「甲」という。）と吉岡町認定農業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したときをいう。
- （2）協力農地 吉岡町内にある協力者乙の会員が所有するもので、本協定に基づき災害時の使用に同意している農地をいう。
- （3）生鮮食料品等 乙の会員が生産している農産物をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

- （1）町民が災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「災害地区災害時退避所」という。）として協力農地を斡旋すること。
- （2）災害時に必要な生鮮食料品等を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、本協定に基づく農地の使用協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時退避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

- 2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時退避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。
- 3 甲は、災害時に、生鮮食料品等の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品等調

達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。

- 4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話又は電信により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品等調達要請書を提出するものとする。

（台帳の記載内容等の変更等）

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は、協力者から取り消しの申し出があった場合は（様式第5号）により、速やかに甲に通知するものとする。

（原状回復）

第7条 甲は、協力農地が地区災害時退避所として使用された後、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方を決定することとする。

（損失補填）

第8条 甲は、地区災害退避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

- 2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（生鮮食料品の費用弁償）

第9条 甲は、生鮮食料品の費用弁償をするものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定める事とする。

- 3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

資料 11 災害時における救援物資提供に関する協定書 (三国コカ・コーラボトリング株式会社)

吉岡町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の供給について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

資料 12 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社ベイシア)

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品、飲料水等日用品等の生活必需品
- (2) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

- 2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する。

資料 13 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社カインズ)

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 被災者の救出に必要な工具等の機材
- (3) 応急復旧に必要な建築資材、工具等の資機材
- (4) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

- 2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ確かな物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

災害時における応急生活物資調達要望書

年 月 日

株式会社

〇〇〇〇〇 様

吉岡町長

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

(別紙様式2)

災害時における応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日

吉岡町長 様

株式会社 ○○○○○

年 月 日付け 第 号で要請のあった応急生活物資について、下記のとおり供給したので報告します。

記

応急生活物資供給実施状況

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

資料 14 群馬県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。

(3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及び第3号)を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

- (3) 必要とする職種別人員
 - (4) 応援期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) その他必要な事項
- (応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等(様式第4号)
- (2) 応急資機材の保有状況(様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

資料 15 災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書

渋川市水道事業渋川市長(以下、「甲」という。)と吉岡町水道事業吉岡町長(以下、「乙」という。)とは、災害緊急時の相互応急給水について次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、災害緊急時の水道配水連絡管(以下、「連絡管」という。)の開栓による被災側への応急給水の迅速化、確実化を図ることを目的とする。

(位置)

第2条 連絡管の位置は次の2箇所とする。

1. 渋川市八木原704番地2先
吉岡町小倉410番地8先
2. 渋川市半田280番地先
吉岡町漆原633番地先

(給水業務)

第3条 被災側からこの協定書による要請があったときは、応援側は速やかに連絡管の開栓をして給水するものとする。

2 連絡管の開栓・閉栓は、甲・乙それぞれの負担とする。

(維持管理経費)

第4条 連絡管の維持管理に要する経費は甲乙それぞれの負担とする。

(給水代価)

第5条 被災側は、その給水量に応じた代価を応援側に支払うものとする。

この場合、代価は応援側の料金単価によるものとする。

(立会い確認)

第6条 連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせ、災害時に有効活用できることを確認するものとする。

2 立会いの日時については、双方で連絡しあい決定する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成21年12月17日

甲 渋川市水道事業
渋川市長

乙 吉岡町水道事業
吉岡町長

資料 16 災害備蓄品等の状況及び計画

■備蓄食料等の状況

品 名	数 量	備 考
アルファ米	7, 0 0 0食	
ミキサー粥	5 0 0食	
即席粥	5 0 0食	
カンパン	6, 4 0 0食	
クラッカー	2, 8 0 0食	
パンの缶詰	1, 0 0 0食	
ビスケット	3, 0 0 0食	
飲料水 (2.0ℓ)	1 8 0本	

■備蓄食料等の計画

品 名	数 量	備 考
ミキサー粥	3, 0 0 0食	
即席粥	3, 0 0 0食	

■資機材等の状況

品 名	数 量	備 考
移動炊飯器	1 台	
作業灯	8 台	
発電機	8 台	
リヤカー	2 台	
毛布	9 3 0枚	
浄水器	3 台	
救急箱	8 箱	
F K救助工具セット	2セット	
照明機	4 台	
大鍋	2 個	
ブルービニールシート	2 4 0枚	

※毎年度、必要な備蓄食料・資機材等を購入

資料 17 判定活動を実施する際に必要となる資機材

区 分	判定資機材	備蓄分担			備 考	
		町	県	判定士		
A 最低限必要なもの	認定登録証			○		
	危険度判定ファイル			○		
	腕章		○			
	判定調査票	様式-1		○		
		様式-2		○		
		様式-3		○		
	判定ステッカー	調査済		○		
		要注意		○		
		危険		○		
	ヘルメット用シール		○			
	ヘルメット	○				
	住宅地図・事前調査資料	○				
	筆記用具（赤黒マーカー共）	○				
	バインダー（下敷き）	○				
	スラントルール（勾配儀）	○				
	ガムテープ（布製）	○				
	針金ピン	○				
	雨具			○		
	防寒具			○		
	水筒			○		
	マスク			○		
	カメラ、フィルム	○				
	黒板、ホワイトボード	○				
チョーク	○					
ラーフル	○					
コンベックス（巻尺）	○					
懐中電灯	○					
軍手	○					
ナップサック	○					
B あったほうがよいもの	携帯電話	○		○		
	クラックスケール	○				
	ポール	○				
	リボンテープ	○				
C できればあると便利なもの	テストハンマー	○				
	クリノメーター	○				
	コンパス（方位磁石）	○				
	ホイッスル	○				
	双眼鏡	○				
	トランシーバー（簡易無線）	○				

資料 18 気象注意報・警報等の発表基準

種 類		発 表 基 準	説 明
気象特別警報	特別暴風警報	数十年に一度の暴風	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
	特別暴風雪警報	数十年に一度の雪を伴う暴風	数十年に一度の強風の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
	特別大雨警報	数十年に一度の降雨量となる大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。
	特別大雪警報	数十年に一度の降雪量となる大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
一般の利用に適合するもの 気象警報	暴風警報	平均風速 「18 (m/s)以上」	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。
	暴風雪警報	平均風速 「18 (m/s)以上 雪を伴う」	<ul style="list-style-type: none"> 雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかけます。 「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。
	大雨警報	【浸水害】 雨量基準 「1時間雨量90 (mm)以上」	<ul style="list-style-type: none"> 雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続します。
		【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「145 (-)以上」	<ul style="list-style-type: none"> 雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表します。
	洪水警報	雨量基準 「1時間雨量90 (mm)以上」	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表します。 雨量基準は対象区域に降る雨による小河川の洪水の恐れを判断、流域雨量指数基準は上流域に降る雨による洪水の恐れを判断に用いています。いずれかをこえると予想される場合に発表します。
流域雨量指数基準 利根川流域「71以上」 八幡川流域「11以上」			
複合基準：「-」			
大雪警報	24時間降雪の深さ 山地「100 (cm)以上」 平地「30 (cm)以上」	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。	

種類	発表基準	説明	
地面現象 警報※ ¹	—	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害の起こる恐れのある旨を警告して行う予報。	
浸水警報※ ¹	—	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。	
一般の利用に適合するもの 気象注意報	強風注意報	平均風速 「13 (m/s)以上」	強風により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。
	風雪注意報	平均風速 「13 (m/s)以上 雪を伴う」	<ul style="list-style-type: none"> 雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる災害」の恐れについても注意を呼びかけます。 「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生する恐れがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
	大雨注意報	【浸水害】 雨量基準 「1時間雨量60 (mm)」	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。 雨がやんでも、土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続します。
		【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「87(—)」	
	洪水注意報	雨量基準 「1時間雨量60 (mm)」	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。 なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報を発表します。
		流域雨量指数基準 利根川流域「43」 八幡川流域「8」	
		複合基準：「—」	
	大雪注意報	24時間降雪の深さ 山地「40 (cm)」 平地「8 (cm)」	大雪により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。
低温注意報	[夏期] 「低温のため農作物に著しい被害が予想される場合」 [冬期] 「最低気温-6℃以下」	<ul style="list-style-type: none"> 低温により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるときに発表します。 	
濃霧注意報	視程 「100 (m)以下」	<ul style="list-style-type: none"> 濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。 	

種類		発表基準	説明
一般の利用に適合するもの	気象注意報	雷注意報 「落雷等により被害が予想される場合」	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 ・また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。 ・急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。
		乾燥注意報 「最小湿度 25%以下で、実効湿度 50%以下」	<ul style="list-style-type: none"> ・空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
		なだれ注意報 「①積雪があつて、24時間降雪の深さが 30 cm 以上」 「②積雪の深さ 50 cm 以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15 mm 以上」	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。
		着氷（雪）注意報 「著しい着氷（雪）が予想される場合」	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こる恐れのあるときに発表します。
		霜注意報 「早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下」	<ul style="list-style-type: none"> ・霜により災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表します。
		記録的短時間大雨情報（1時間雨量） 「100mm以上」	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表します。
		地面現象注意報※1	—
	浸水注意報※1	—	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって被害が起こる恐れがあると予想される場合に行います。

資料：「気象庁HP」（<http://www.jma.go.jp/>）

※1 この注意報・警報は、標題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない

※3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

資料 19 防災行政無線（固定系）受信放送所設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
親局	ぼうさいよしおか	吉岡町役場（防災無線室）	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置	ぼうさいよしおか	吉岡町役場（宿直室）	吉岡町大字下野田 560
	ぼうさいよしおか	渋川広域消防本部	渋川市渋川 1815-51
屋外受信装置	1号	吉岡町役場	吉岡町大字下野田 560
	2号	吉岡町隣保館	吉岡町大字下野田 892-1
	3号	漆原文化センター	吉岡町大字漆原 816
	4号	駒寄小学校	吉岡町大字漆原 1016
	5号	上中町集落センター	吉岡町大字大久保 1517
	6号	吉岡町老人福祉センター	吉岡町大字南下 1333 - 4
	7号	木戸集落センター	吉岡町大字南下 721
	8号	明治小学校	吉岡町大字北下 433
	9号	小井堤町コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1213
	10号	上野原南部コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1601-6
	11号	上野原集会所	吉岡町大字上野田 3367-2
	12号	小倉集会所	吉岡町大字小倉 282-6
	13号	下野田集会所	吉岡町大字下野田 1537 - 1
戸別受信装置	町住民基本台帳に登録されている世帯で町長が認めたもの、又国及び地方行政機関で町長が必要と認めたもの。		

資料 20 防災行政無線（移動系）子局設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
基地局	ぼうさいよしおか	吉岡町役場（防災無線室）	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置（統制機能付）	ぼうさいよしおか101	吉岡町役場（町民生活課）	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置	ぼうさいよしおか102	吉岡町役場（総務政策課）	吉岡町大字下野田 560
	ぼうさいよしおか103	吉岡町役場（産業建設課）	吉岡町大字下野田 560
	ぼうさいよしおか104	吉岡町役場（健康福祉課）	吉岡町大字下野田 560
	ぼうさいよしおか105	吉岡町役場（上下水道課）	吉岡町大字下野田 560
携帯無線機	ぼうさいよしおか 201～205	吉岡町役場	車載無線機設置課

資料 21 被害認定基準 (災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
- (5) 重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

○吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱

平成 22 年 2 月 26 日

訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な人に対し、災害時に迅速かつ的確な情報伝達や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとることに支援を要する人で、必要な個人情報(以下「要援護者情報」という。)を提供することに同意した者をいう。

- (1) 介護保険における要介護認定者(おおむね要介護 3 以上)
- (2) 身体障害者(肢体不自由の障害の程度が 1 級若しくは 2 級又は視覚障害の程度が 1 級若しくは 2 級又は聴覚障害の程度が 1 級若しくは 2 級の者)
- (3) 知的障害者のうち、その障害の程度が A 判定又は B 判定の者
- (4) 精神障害者のうち、その障害の程度が 1 級又は 2 級の者
- (5) 内部障害者
- (6) 妊産婦及び乳幼児
- (7) 難病患者
- (8) 日本語に不慣れな在住外国人
- (9) 65 歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者
- (10) その他支援が必要と思われる者

(要援護者情報の把握及び共有)

第 3 条 要援護者情報は、次により把握するものとする。

- (1) 手あげ方式 要援護者本人が自分の意思で登録制度に登録する方法
- (2) 同意方式 自主防災組織(自治会等を含む。以下同じ。)及び民生委員児童委員等が地域において支援が必要な人を把握し、支援が必要な者本人に名簿への登録を直接働きかけ、同意を得て登録制度に登録する方法

- 2 要援護者情報の収集に携わる者及び要援護者名簿の提供を受ける者は、事前に誓約書(様式第1号)を町長に提出し、守秘義務の確保に努めるものとする。
- 3 要援護者情報は、避難支援プランの作成、避難訓練、災害時の安否確認及び避難所での支援などに活用するため、防災関係機関のほか、要援護者の避難時に関係する自主防災組織及び民生委員児童委員等に提供するものとする。

(登録の手続)

第4条 要援護者で登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、吉岡町災害時要援護者名簿登録申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続が困難な場合には、登録希望者の扶養義務者又は保護者(以下「代理人」という。)による申請ができるものとする。
- 3 前項による手続が困難な場合には、自治会長又は民生委員児童委員による申請ができるものとする。
- 4 町長は、提出された申請書を基に、登録希望者を吉岡町災害時要援護者名簿(様式第3号。以下「名簿」という。)へ登録するものとする。

(登録事項の変更及び取消)

第5条 前条により登録された者(以下「登録者」という。)は、申請書及び名簿に記載された事項に変更が生じたとき又は登録を取り消すときは、吉岡町災害時要援護者名簿登録変更(取消)届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録情報を変更し、自主防災組織及び民生委員児童委員等へ周知を図るものとする。
- 3 登録者が障害等により、変更の報告が困難な場合には、代理人による報告ができるものとする。
- 4 前項による手続が困難な場合には、前条第3項の規定を準用する。

(登録事項の削除)

第6条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を削除することができるものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が町外に転出したとき。
- (3) 登録者が入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 登録者が第2条に該当しなくなったとき。

- 2 町長は、前項の規定により登録を削除した場合には、速やかに自主防災組織及び民生委員児童委員等へ周知を図るものとする。

(登録台帳の保管・管理)

第7条 申請書及び名簿の原本は、吉岡町の福祉担当部局が保管し、副本は、防災担当部局、自主防災組織及び民生委員児童委員等が共有するものとする。

- 2 申請書及び名簿を保管する者(以下「保管者」という。)は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に要援護者情報を使用してはならない。

- 3 保管者は、要援護者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するものとする。

(地域の支援体制)

第8条 自治会長は、要援護者に対し、地域で避難支援、安否確認及び災害情報の伝達(以下「支援等」という。)をする者(以下「避難支援者」という。)を自主防災組織及び民生委員児童委員等の構成員から、要援護者一人につき2名程度選出するものとする。

- 2 避難支援者は、災害時において、要援護者の支援等を円滑に行えるようにするため、日常的に要援護者への声かけ及び見回り活動等を行うものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報誌等その他これに類する媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

誓 約 書

吉岡町長 様

吉岡町災害時要援護者名簿登録申請書(個別計画)、要援護者名簿及び要援護者マップについては、災害時の救援活動等に役立てるため、記載事項を吉岡町個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

〔団体等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。〕

様式第2号(第4条関係)
(表)

登録番号	
------	--

吉岡町災害時要援護者名簿登録申請書(個別計画)

吉岡町長 様

私は、吉岡町災害時要援護者名簿に登録することを希望するとともに、届け出た下記個人情報を町が個別計画、要援護者名簿及び要援護者マップの作成に使用し、自主防災組織(自治会等)、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署及び警察署に提出することを承諾します。

年 月 日

本人又は代理人氏名

印

自治会名	自治会長名		電話	()
	民生委員 児童委員名		携帯電話	
該当区分 (該当にレ)	<input type="checkbox"/> 要介護認定者、 <input type="checkbox"/> 身体障害者、 <input type="checkbox"/> 知的障害者、 <input type="checkbox"/> 精神障害者、 <input type="checkbox"/> 内部障害者、 <input type="checkbox"/> 妊産婦及び乳幼児、 <input type="checkbox"/> 難病患者、 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな在住外国人、 <input type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者、 <input type="checkbox"/> その他()			
	住所	吉岡町大字	番地	電話 ()
氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日	携帯電話
緊急時の家族等への連絡先				
氏名	続柄()	住所	電話 ()	携帯電話
氏名	続柄()	住所	電話 ()	携帯電話
家族構成・同居状況等		居住建物		
		建築時期	構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定
		見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)	北 	
特記事項				
緊急通報システム あり(警備会社の名称) ・ なし				

(裏)

避難支援者					
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
情報伝達の流れ					
情報伝達での留意事項					
避難時に携行する医薬品 ()					
かかりつけ医療機関 ()					
既往症 ()					
避難誘導時の留意事項					
避難先での留意事項					
避難場所					
備考					

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

吉岡町災害時要援護者名簿登録変更(取消)届出書

吉岡町長 様

私は、災害時要援護者名簿登録制度に登録した内容について、下記のとおり変更・取消を申請します。

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

要援護者との関係 _____

記

災害時要援護者	住 所	吉岡町大字
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
変更・取消理由及びその内容		

第2章 様式編

様式番号	様式名称
様式1	災害概況即報
様式2	被害状況即報
様式3	被害状況即報続紙
様式4	災害確定報告
様式5	災害確定報告続紙
様式6	火災報告
様式7	事故報告
様式8	救急・救助事故報告
様式9	被害状況報告書
様式10	医療機関被害状況報告
様式11	防疫関係被害状況報告
様式12	清掃施設関係被害及び清掃関係事業等状況報告
様式13	水道施設被害状況報告
様式14	農地・農業用施設被害状況報告
様式15	農漁業被害調査報告 農作物被害状況
様式16	農漁業被害調査報告 農業関係共同利用施設被害状況
様式17	林業関係被害状況報告
様式18	商業関係被害状況報告
様式19	公共土木施設被害状況報告
様式20	公立学校教育施設被害状況報告
様式21	町有財産被害状況報告
様式22	社会福祉施設被害報告

様式 1 災害概況即報

受信者 _____

報告日時	年 月 日 時 分
市町村	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(県)				(市町村)				

様式 2 被害状況即報

報告機関				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報告番号		災害名		田	流出・埋没	h a	
		第 報			冠 水	h a	
報告者名		(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	h a	
					冠 水	h a	
区 分		被 害		そ	文 教 施 設	箇所	
人	死 者	人			病 院	箇所	
	的	行方不明者	人		道 路	箇所	
被 害	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う	箇所	
		軽 傷	人		河 川	箇所	
住	全 壊	棟		の	砂 防	箇所	
		世帯			清 掃 施 設	箇所	
家	半 壊	棟		他	崖 く ず れ	箇所	
		世帯			鉄 道 不 通	箇所	
被	一 部 破 損	棟		他	被 害 船 舶	隻	
		世帯			水 道	戸	
害	床 上 浸 水	棟		他	電 話	回線	
		世帯			電 気	戸	
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	ガ ス	戸	
		そ の 他			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
		人		建 物	件		
		棟		危 険 物	件		
		棟		そ の 他	件		

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農産被害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名	計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況					

様式 4 災害確定報告

報告機関				区 分		被 害	
災害名・確定日		月 日 時 確定		田	流出・埋没	h a	
報告者名					冠 水	h a	
区 分		被 害		畑	流出・埋没	h a	
人 的 被 害		人			冠 水	h a	
死者		人		そ の 他	文教施設	箇所	
行方不明者		人			病院	箇所	
負傷者	重傷	人			道路	箇所	
	軽傷	人			橋りょう	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			河 川	箇所	
		世帯			砂 防	箇所	
		人			清掃施設	箇所	
半 壊	棟				崖くずれ	箇所	
	世帯				鉄道不通	箇所	
	人				被害船舶	隻	
一 部 破 損	棟				水道	戸	
	世帯				電 話	回線	
	人				電 気	戸	
床 上 浸 水	棟				ガ ス	戸	
	世帯			ブロック塀等	箇所		
	人						
床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯			り 災 者 数	人		
	人			火災発生	建 物	件	
非 住 家	公共建物	棟			危 険 物	件	
	その他	棟			そ の 他	件	

区 分		被 害	県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千円			災 害 置 対 策 本 部	設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円		廃 止		月	日	時	
公 共 土 木 施 設	千円		災 害 置 対 策 本 部					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体							
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 置 対 策 本 部	計 団 体				
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円		災 害 適 用 救 市 助 法 村 名	計 団 体			
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他(避難の勧告・指示の状況)							

様式 6 火災報告

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	
報告者名	

火災種類	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の状態 用途	事業所名 (代表者名)				
出火箇所	出火原因				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生		
	負傷者重傷	人	じた理由		
	軽傷	人			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 }	焼損面積	m ² (林野 a)	
り災世帯数		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人		
	消防団	台	人		
	その他	台	人		
救急・救助 活動状況					
その他参考事項					

様式7 事故報告

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等
特別防災区域の事故
 - 2. 危険物にかかる事故
 - 3. 原子力災害
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	
報告者名	

事故種別	1. 火 災 2. 爆 発 3. 漏 え い 4. その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第1種、第2種、その他)		
発生日時	月 日 時 分	発生日時	月 日 時 分	
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理・完了)日時	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象情報			
物質の区分	1. 危険物 2. 準危険物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()	物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()			
施設の概要		危険物施設 の区分		
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人	負 傷 者 { 重傷 軽傷	人 人	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材
	使用停止命令 月 日 時 分	事業所 自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人	
		消防団	台 人	
		海上保安庁	人	
		自衛隊	人	
	その他	人		
その他参考事項				

様式 8 救急・救助事故報告

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	
報告者名	

発生現場			
発生日時 (覚知日時)		覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者数	人
	計 人	重 傷	人
		中等傷	人
		軽 傷	人
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数（見込）			
救急・救助活動 の状況			
その他参考事項			

様式 9 被害状況報告書

被害状況報告書（概況・中間・確定）							
町 月 日 時 分現在							
災害の原因				災害発生日時			
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
略記号	種別	被害	略記号	種別	被害		
ア	人的被害	死者	サ	世帯数及び人員	全壊・全焼及び流失	世帯	
イ		行方不明者	シ			人員	
ウ		重症	ス		半壊及び半焼	世帯	
エ		軽傷	セ			人員	
オ		計	ソ		一部破損	世帯	
カ	全壊・全焼及び流失	タ	人員				
キ	棟数	半壊及び半焼	チ		床上浸水	世帯	
ク		一部破損	ツ			人員	
ケ		床上浸水	テ		床下浸水	世帯	
コ		床下浸水	ト			人員	
			ナ	非住家の被害			
応急対策 その他							

様式 10 医療機関被害状況報告

医療機関被害状況報告（概況・中間・確定）						
町 月 日 時 分現在						
災害の原因			災害発生日時			
災害発生場所						
報告の日時	日		時	現在		
発信機関			受信機関			
発信者			受信者			
被害状況						
区分	施設名	施設数	被害程度	被害金額 (千円)	摘要	
病院	公的					
	私的					
	計					
診療所	公的					
	私的					
	計					
歯科 診療所	公的					
	私的					
	計					
助産所	公的					
	私的					
	計					
その他	公的					
	私的					
	計					

(注) 公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

様式 12 清掃施設関係被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等現況報告 （概況・中間・確定）										
町					月		日		時	分現在
災害の原因						災害発生日時				
災害発生場所										
発信機関						受信機関				
発信者						受信者				
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	円	所要金額	円	備考	
災害のために特に必要となった清掃事業										
し尿処理					ごみ処理					
区分	員数	単価	金額	備考	区分	員数	単価	金額	備考	
人夫賃				汲取戸数	人夫賃				処理量	t
借上料					借上料					
器具機材費				戸	器具機材費				清掃期間	月 日
桶					スコップ					
				処理量					月 日	~
					KL					
燃料費				清掃期間	燃料費				月 日	~
ガソリン					ガソリン					
				月 日						
その他				~	その他					
				月 日						
合計					合計					
緊急応援の必要性										

様式 13 水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告（現況・中間・確定）							
町 月 日 時 分現在							
災害の原因				災害発生日時			
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価 千円	所要金額 千円	備考
災害の状況	災害状況				断滅水の状況		
応急措置				緊急応援の必要性			

様式 14 農地・農業用施設被害状況報告

農地・農業用施設被害状況報告				
災害名		月	日発生	災害
区分	箇所	金額	今回災害の降雨量等	備考
農地				
田	()			
畑	()			
農業用施設				
ため池				
頭首工				
水路				
揚水機				
堤防				
道路				
橋梁				
農地保全施設				
合計				

注) 農地については、被害面積(ha)をカッコ書きで記入すること。

様式15 農漁業被害調査報告 農作物被害状況

農作物被害状況(桑畑等を含む。)

市町村名	作物名	総栽培面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害程度別面積				90%以上 (ha)	皆無換算面積(ha) *90%以上の被害に係るもの	ha当たりの 年平均収量 (t)	被害減収量(t) *90%以上の被害に係るもの	被害額 (千円)		被害戸数 (戸)	備考 (町又は大字の名称)
				30%未満 (ha)	30%以上 50%未満 (ha)	50%以上 70%未満 (ha)	70%以上 90%未満 (ha)					100%以上の被害額(千円)	100%以上の被害額(千円)		
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															
小計															

注 ① 市町村ごとに各欄の小計を記入すること。
 ② 苗代は本ほどと区別し記載すること。(例:水稲と水稲(苗)とを区別する。)
 ③ 皆無換算面積は、被害程度別面積に30%未満にあっては0.15、30%以上50%未満にあっては0.4、50%以上70%未満にあっては0.6、70%以上90%未満にあっては0.8、90%以上100%未満にあっては1.0を乗じた数(0.1ha未満は四捨五人)の合計を記入すること。
 ④ 被害減収量を算出する場合は、原則として関東農政局前備統計・情報センター公表の数値に基づき年度当初に定めたものを用いることとするが、豊凶差等により実態に添われない場合は別の方法によること。
 ⑤ 別の方法による場合は、農政課にその旨連絡願いたいこと。
 ⑥ 被害金額を算出する場合は、農政課が指示した標準単価によるが、標準単価のないものは時価によること。
 ⑦ 苗代についての被害面積はアール単位で記載し、この場合1ha当たりの年平均収量は1ha当たりの年平均収量と読み替えること。
 ⑧ 面積の単位はhaとなっており、小数点以下第1位まで記載し、小数点以下第1位未満は四捨五入すること。
 ⑨ 被害戸数については、30%以上の被害を受けた戸数を()内に再掲すること。
 ⑩ 皆無換算面積、被害減収量、被害金額については、30%以上の被害に係るものをそれぞれ欄に再掲すること。

様式 16 農漁業被害調査報告 農業関係共同利用施設被害状況

農業関係共同利用施設被害状況

(単位:件、千円)

分類	施設名	農業協同組合および同連合会所有のもの			その他の所有のもの			合計		被害戸数 (戸)
		全壊 件数	金額 千円	割合	全壊 件数	金額 千円	割合	合計 金額 千円	合計 件数	
耕種関係										
畜産関係										
畜産関係	計									
養蚕関係										
養蚕関係	計									
園芸関係										
園芸関係	計									
その他										
その他	計									
自然牧野										
自然牧野	計									
合計										

注 ① 「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「養蚕関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。
 ② 「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。
 ③ 「園芸関係」には、工業作物(たばこ、茶、こんにゃく等)関係施設を含むこと。
 ④ 「その他」には、「自然牧野」以外のもの、他の分類に属さないもの(有線放送、配電施設等)を記載すること。
 ⑤ 用途が複数の施設については、その主たる用途に分類した方を記載すること。
 ⑥ 施設名は、別表を参考のうえ記載すること。(養種施設を含む)
 ⑦ 「全壊」、「大壊」、「中壊」、「小壊」については、別紙6注①のとおりであること。

様式18 商業関係被害状況報告

商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）			
町 月 日 時 分現在			
災害の原因			災害発生日時
災害発生場所			
発信機関			受信機関
発信者			受信者
区分	被害件数	被害金額	備考（店舗であって、住所と別である） （ゲタバキ住宅）（街灯、ウインドー、広告等） （アーケード、ゲージ等）
建物	棟	千円	
施設	件	千円	
共同施設	件	千円	
商品		千円	
その他		千円	

様式 19 公共土木施設被害状況報告

県		県等コード	第 報		報 告 者		平成 年 月 日 時現在		
異常気象名		災害発生日			自 月 日		至 月 日		
気象データ	市町村名	連続雨量最大:			被災中心地:				
	連続雨量	mm	日	時~	日	時	mm	日 時~ 日 時	
	最大日雨量	mm	日	時~	日	時	mm	日 時~ 日 時	
	最大時間雨量	mm	日	時~	日	時	mm	日 時~ 日 時	
	最大平均風速	m/秒	日	時 分~	日	時 分	m/秒	日 時 分~ 日 時 分	
そ の 他									
一般被害等	人的被害				住家被害				
	区 分	人数	市町村名	原因 (がけ崩れ、転落等)	区 分	戸数	主な市町村名	原因 (破壊、溢水、内水等)	
	死者				全壊				
	行方不明				半壊				
	負傷者				一部損壊				
	避難者				床上浸水				
	避難勧告				床下浸水				
災害救助法適用市町村名(発令月日)									
工 種	県 工 事		市 町 村 工 事		計				
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)			
河川									
海岸									
砂防設備									
地すべり防止施設									
急傾斜地崩壊防止施設									
道路									
橋梁									
下水道									
公園									
計									
区・線を除く 主な施設被害	区 分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期 間)	被害状況等 (原因、状況等)			
	河川・海岸名等								
主な道路・橋梁施設	区 分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期 間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面・一部	被害状況等 (原因、状況、バス路線・ 孤立集落の有無)	
	路 線 名								
全 面 通行止	県管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部	県管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所	通行規制	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所

様式20 公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告（概況・中間・確定）														
町 月 日 時 分現在														
災害の原因				災害発生日時										
災害発生場所														
通信機関				受信機関										
通信者				受信者										
被害状況										工 作 物 被 害 金 額 (千円)	土 地 被 害 金 額 (千円)	設 備 被 害 金 額 (千円)	被 害 金 額 合 計 (千円)	
災 害 学 校 名	建物													
	要新築				要補修				計					
	全壊		半壊		大・中破		小破		面積 (㎡)					金額 (千円)
	面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)						
応急対策その他														

様式 21 町有財産被害状況報告

町有財産被害状況報告（概況・中間・確定）			
所（院・学校） 月 日 分現在			
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊（焼）失		半壊（焼）		一部破損		被害見込額 合計（千円）
	棟数	被害見積額 （千円）	棟数	被害見積額 （千円）	棟数	被害見積額 （千円）	

その2 土地

区分 地目	被害面積			被害見込額 （千円）
	流失 （ha）	埋没 （ha）	計 （ha）	
田				
畑				
宅地				
山林				
原野				

様式 22 社会福祉施設被害報告

社会福祉施設被害報告（速報・確定）				
災害発生日： 月 日				
災害の種類： 吉岡町 月 日 時 分現在				
区 分		単 位	被害数	
入所施設	全壊	施設数	施設	
		棟数	棟	
		入所人員	人	
	半壊	施設数	施設	
		棟数	棟	
		入所人員	人	
	一部破損	施設数	施設	
		棟数	棟	
		入所人員	人	
	床上浸水	施設数	施設	
		棟数	棟	
		入所人員	人	
	床下浸水	施設数	施設	
		棟数	棟	
		入所人員	人	
被害金額		千円		
その他	保育所	棟		
	被害金額	千円		

- (注) 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等の入所者数とする。
 2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所者数を記入すること。